

要配慮者利用施設の管理者などの皆さんへ 洪水や土砂災害からの「避難確保計画」を作成してください

平成29年6月に水防法と土砂災害防止法が改正され、高齢者などの要配慮者が利用する施設の管理者などに、避難確保計画の作成と市長への報告、訓練の実施が義務付けられました。避難確保計画は洪水・土砂災害に備えた防災体制や避難誘導、施設の整備、防災教育と訓練の実施に関する事項を定めなければなりません。

対象は、石手川、重信川の洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に定められた施設です。

本市では、避難確保計画の作成を支援するためにリーフレットやひな型を市ホームページに掲載しています。要配慮者利用施設の管理者などの皆さんは、施設の実態に応じた避難確保計画の作成をお願いします。



☎防災・危機管理課 ☎948-6815 ・ ☎934-1813

予約受け付け開始 新姫ヶ浜荘の宿泊

7月18日(土)にオープン予定の宿泊施設「姫ヶ浜荘」(長師)の宿泊予約を開始します。

日時 予約開始=6月18日(木)から

施設概要 2人部屋×3室 (室内にバス・トイレ付き)
5人部屋×2室 (室内にバス・トイレ付き)
8人部屋×4室

申し込み 電話での予約受付 ☎997-0149 (9～17時)

料金 予約時にお問い合わせください



※新型コロナウイルス感染症の影響で予約開始日の変更や、予約後でも施設利用をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください

☎まちづくり推進課 ☎948-6816 ・ ☎934-1821

雨水タンクの購入に助成

雨水をためて、庭木の水やりや洗車・清掃などに利用しませんか？

雨水タンクなどの貯留設備を購入・設置する場合にその費用の一部を助成します。

助成額は購入価格などのおおむね3分の2です(容量に応じて限度額あり)。

①雨水タンク

市内で自己所有する建物に自らが利用するための雨水タンクを設置する場合に助成(限度額は下表のとおり)



愛媛県イメージアップキャラクターおきちゃん
許諾番号 110039

貯留容量		助成限度額
100ℓ以上	200ℓ未満	3万円
200ℓ以上	400ℓ未満	6万円
400ℓ以上	600ℓ未満	9万円
600ℓ以上	800ℓ未満	12万円
800ℓ以上	1,000ℓ未満	15万円

②不要浄化槽を利用した雨水貯留施設

不要となった浄化槽を雨水貯留施設に改造する場合に助成
※①②とも購入・設置・工事前に申請が必要。
詳細は市ホームページを確認



水資源対策課



下水道サービス課

☎水資源対策課 ☎948-6223 ・ ☎934-1886、②のうち公共下水道を使用することで不要となった浄化槽を改造する場合=下水道サービス課 ☎948-6820 ・ ☎934-1981

マスクなどを寄贈
いただき感謝状や
お礼状を贈呈しま
した

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、多くの団体からマスクなどを寄贈や貸与いただき、感謝状やお礼状を贈呈しました。寄贈や貸与いただいたものは、保健福祉の現場などで使用します。

【寄贈いただいた団体】(敬称略)

(株)ひめぎんソフト▼NPO法人フイドバンクえひめ▼(株)HOKK▼キスケ(株)▼都府グリーン▼学校法人松山ビジネスカレッジ▼(株)コトブキ▼(株)大阪ソーダ▼愛媛華僑華人連合總會

【貸与いただいた団体】(敬称略)

(株)大倉商店
※その他多くの方から寄贈や貸与いただきました

知っていますか？まつやま内水ハザードマップ

近年頻発している大雨での浸水被害を軽減するために、大雨時の危険箇所や日ごろからの備えなど、内水氾濫について情報を掲載しています。

内水ハザードマップは、市内全戸に配布しています。持っていない人は、河川水路課(市役所第三別館3階)や支所などで入手できます。



☎河川水路課 ☎948-6957 ・ ☎934-1809

楽天保険グループが 松山ビジネスセンターを開設

4月22日、楽天インシュアランスホールディングス(株)は、「楽天保険グループ 松山ビジネスセンター」を本市に開設すると発表しました。

このセンターは、県と本市が連携して誘致し、大都市圏を中心に分散していた楽天保険グループ4社の事務処理機能を集約した中核事務センターになります。

開設は令和3年1月の予定で、合計340人の正社員雇用が期待されます。

今回の記者発表は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、同社のテレビ会議システムを使用し、県と本市が同席で行われました。



本市に事務を集約する楽天保険グループ4社

楽天生命保険(株)・楽天損害保険(株)・楽天少額短期保険(株)・楽天インシュアランスプランニング(株)

☎地域経済課 ☎948-6549 ・ ☎934-1844

児童手当の現況届6月30日(火)まで ～郵送での提出を～

6月初旬に「現況届」と返信用封筒を送付しますので、原則郵送で、期限までに提出してください。未提出の場合、6月分以降の手当が受けられません。また期限を過ぎて提出した場合は、支給が遅れることがあります。

申請方法 6月30日(火) (必着)。郵送(返信用封筒を使用。切手不要)、インターネット申請、または直接、子育て支援課(市役所別館2階)、福祉届出コーナー(市役所本館1階)、各支所(出口出張所を含む)へ
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送またはインターネットでの提出をお願いします

提出書類 現況届(必要事項〈6月1日現在の状況〉を記入)、受給者の健康保険証のコピー(市国民健康保険加入者を除く)
※世帯の状況で追加で添付書類が必要な場合があります

インターネット申請 マイナンバーカードを持っている人は、インターネットで現況届を提出できます。申請には、マイナンバーカード(受給者本人のもの)、専用のICカードリーダー、インターネットに接続されたパソコンが必要です。マイナンバーポータル「ぴったりサービス」にアクセスし、トップページから、「愛媛県・松山市」を選択→「子育て」を選択→「この条件で探す」を選択→「児童手当等の現況届」を選択してください。



☎子育て支援課 ☎948-6354 ・ ☎934-1814